

事件番号 令和2年(ワ)第2710号

損害賠償請求事件

原告 榎本清

被告 東大和市

準備書面

東京地方裁判所立川支部

民事部 御中

2021年4月12日

原告 榎本 清 印

第1.陳情について

(1) 被告の主張

被告は、原告が東大和市議会に提出した「東大和市 子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情(甲1号証)(以下「当該陳情」と略す)が請願に該当せず、訴え自体が失当であると主張している。その根拠として、「東大和市 子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情は、憲法16条の「請願する権利」を受けた地方自治法124条「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」の請願とは異なり、これにあたらなからであるとしている。

(2) 原告の主張

【日本国憲法等について】

日本国憲法第16条は、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と定めており、「平穩に」という条件さえ満たせば、「請願する権利」があるという理念を述べたものである。

これを受けた請願法第2条においては「請願は、請願者の氏名(法人の場合はその名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載し、文書でこれをしなければならない。」と定められており、請願は氏名・住所を記載した文書で行うとしている。ここでは日本国憲法の「請願する権利」の理念を尊重し、請願について限定的、抑制的にその定めを示している。

原告の訴えが失当であるとする被告の主張の根拠は、地方自治法124条である。それによると「議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」とされている。もしこれが被告の主張どおり請願の条件を述べたものであるとするならば、ここにきて、「請願する権利」のハードルはいっきにあげられたことになる。そのことは、「請願する権利」の門を極端に狭くすることであり、憲法16条に抵触する可能性が出てくる。

【地方自治法について】

すでに述べたように、地方自治法では 124 条で請願の内容について定めている。いっぽう、地方自治法第 5 節「委員会」109 条の②には「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」とあり、③では「議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」と定められている。地方自治法 124 条の請願はこれにあたる可以考虑することができる。

しかしながら、地方自治法第 5 節「委員会」109 条の②および③の条文は、2012 年の改正（以下「2012 改正」と略す）までは「議案、陳情等を審査する。」（傍点は原告 以下同断）であった。2012 改正によって「議案、陳情等を審査する。」は「議案、請願等を審査する。」に変更された。すなわち、改正以前は請願が「陳情等」に含まれていたと判断でき、改正後は「請願等」に陳情が含まれると解するべきである。

ここでは憲法第 16 条の「請願する権利」本来の理念がいかされ、請願も陳情も広い意味での請願であることが示されており、狭義の「請願」の文言、形式にとらわれることなく、陳情についても同等の権利が反映されているといえる。地方自治法 124 条はそのうちの請願のあり方について定めたものにすぎず、もしこれ以外を請願として認めず、陳情が「請願する権利」から排除されるならば、先に述べたように、日本国憲法第 16 条の「請願する権利」に抵触するおそれさえある。

2012 年の地方自治法改正を審議した第 180 回国会審議（甲 3 号証）において、塩川鉄也議員は次のような質問をしている。「109 条の 2 項で、『常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。』とありますが、今回、陳情という文言が削除されております。これはなぜなのか」。これに答えて川端達夫国務大臣は、同改正にもとづく文言の変更について次のように述べている。「文言を改めることになっても、その意味するところは変わるものではないため、陳情については、『議案、請願等』の『等』に含まれるものと解されます。」、さらに続けて、「したがって、今後、標準議会会議規則に関し、総務省から陳情の取り扱いを変更させるような働きかけを行う予定はございません。」と述べ、標準議会会議規則についての変更はないという判断も示している。

【東大和市議会会議規則について】

東大和市議会会議規則（甲 4 号証）（以下「同規則」と略す）は地方自治法 120 条の定め「普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。」を受けて制定されている。その第 128 条から 134 条において請願についての扱いを定めている。128 条第 1 項では「請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合には所在地)を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」とされ、続く第 2 項では「請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。」と定められている。さらに第 4 項には、「請願書の提出は、平穩になさなければならない。」と記されて

いる。

また、134条では、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と陳情の処理について定め、陳情の内容が請願に適合するものならば、請願と同等に扱おうと述べている。ここには日本国憲法第16条の「請願する権利」の理念がいかされ、広い意味での請願を認め、陳情もその例にもれないとの姿勢が貫かれている。

【当該陳情について】

当該陳情は、「東大和市子ども・子育て憲章」制定案に対し、その内容が基本的人権をないがしろにするものであるとの認識に立ち、また、制定するに至った動機、検討過程等にも数々の疑問を感じたため、その制定を見直すよう求めたのがその趣旨である。そして、同規則第128条1項にのっとり、邦文を用いて、陳情の趣旨、提出年月日及び陳情者の住所を記載し、陳情者が署名又は記名押印をし、4項に従い平穩に提出されたものである。

もちろん請願ではないため、紹介する議員の署名又は記名押印はないが、その他の事項については陳情の内容が請願に適合し、請願書の例により処理されるべきもの(同規則134条)であった。

陳情書の作成から東大和市議会提出までたった2週間しかなかったが、この間に友人、知人、一般市民に陳情の趣旨を伝え、街頭に立って賛同署名をお願いした。結果、陳情提出当日(2月14日)までに62筆(締切りには遅れ退出はできなかったが、後に届いた10筆を加えると、原告の手元に届いたのは全部で72筆となる)もの賛同署名(甲5号証)をいただき、併せて東大和市議会に提出した。このようにして提出された陳情は、多くの市民の声を代弁するものであり、市議会において正当に審議され採決されなければならないことはいうまでもない。また、そのようにして提出された陳情が請願と同等に扱われ(同規則134条)、市議会で適正に審議されると原告が確信、期待するのは当然のことである。

同規則130条では「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は、議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。」と定められている。しかるに議長は当該陳情を委員会付託せず「議長預かり」として処理した。このことは明らかに同規則違反にあたる。

※当該陳情が同規則130条の「議長において常任委員会に付託する必要がないと認めるとき」にあたるか否かは後述する。

被告は地方自治法に陳情の定めがない事をもって「法律に根拠のないもの」とするが、以上のことからその根拠は形式的に墮するものであり、日本国憲法第16条の「請願の権利」の理念にも反し、とうていこれを容認することはできない。

第2.議会運営委員会での扱いについて

1.被告の主張

被告は、東大和市議会が当該陳情を議会における審査になじまないと判断し、議会に上程せず、「議長預かり」としたことに何ら違法な点はなく、その取り扱いについては市議会の裁量にゆだねられていると主張している。この根拠として、陳情を受けてどのように対処するかについての法令上の定めがないためとしている。

2.原告の主張

当該陳情が地方自治法にいう請願ではないとしても、日本国憲法第16条の「請願する権利」の理念に沿い、平穏になされたものであり、請願法第2条（氏名、住所の記載）の定めを満たしたものである。また、東大和市議会会議規則第（甲4号証）128条「請願書の記載事項等」第1項（法文による記載、請願の趣旨、住所署名又は押印）、ならびに4項（平穏な実施）の定めを満たしており、内容的にも請願に適合するものであり、同規則130条「請願の委員会付託」の定めによって委員会に付託されるべきものであることはすでに述べた。

【14日の議会運営委員会での扱い】

原告は、2020年2月14日午前、当該陳情を東大和市議会に提出した。3月議会の初日付託分の請願、陳情締め切りが14日正午であり、期日的にもその条件を満たしていた。この市議会には、市長による「第24号議案 東大和市子ども・子育て憲章について」案（甲6号証）（以下、「市長案」と略す）も提出されていた。

14日午後に行われた議会運営委員会記録（甲7号証）によれば以下のとおりである。

市長案と当該陳情の扱いについて審議され、議会運営委員会では市長案と当該陳情を委員会付託するか否かで議員の主張は大きく分かれた。「委員会付託をするか否か」といっても、その扱いは全く様相を異にするものであった。

市長案については委員会付託せず、直接本会議で審査採決すべきというものと、通常通り委員会付託をして審査採決をし、その後に本会議に上程すべきであるというものである。審議では意見の一致に至らず、表決の結果、市長案は委員会付託をせず、本会議で直接審議し採決することになった。

いっぽう、当該陳情については委員会付託をし、審議採択をしてから本会議に上程すべきというものと、市長案の本会議での審査採決を待ち、改めて議会運営委員会を開いて扱いを検討すべきというものであった。そして後者の案が表決によって決した。

しかし、そもそも市長案を本会議初日（21日）に表決にかける必然的な理由などなかった。ここで市長案を先決にした理由は前例に倣ってということであった（14日議会運営委員会記録4頁～7頁）。市長案に抗する形の当該陳情が同じ市議会に提出されていたにも関わらず、前例踏襲でこれを決したことは、後に述べるように重大な誤りであった。

【修正案先決の原理】

東大和市議会会議規則（甲 4 号証）第 1 章「会議」第 8 節「表決」第 74 条（表決の順序）には以下のような定めがある。

- 1 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。
- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。（後略）
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる

同規則第 2 章「委員会」第 6 節「表決」第 127 条（表決の順序）にも、1 項を除けば同様の記述がある。

これは、少数意見の尊重、修正案先決の原理を示したものである。修正案が先行して表決されず、原案を先に表決した場合、もし原案が可決されてしまえば、修正案そのものが宙に浮いてしまうことになるからである。また、もし修正案が可決成立してしまえば、原案は自動的に否決されたものとみなすことができる。これは、会議におけるきわめて基本的なルールを示したに過ぎない条項である。

当該陳情は上記のような議員提出の修正案ではないが、原案である市長案に対しては、明らかに修正案、または対案の位置づけとなる。たとえこの 74 条の 1 から 3 項がなかったとしても、原案である市長案を先決してしまえば、その結果が可決、否決のいずれであろうとも、当該陳情が宙に浮いてしまうことは容易に想像できることである。すなわち、市民の提出した陳情が無意味とみなされてしまい、審議されないという誤った判断が導き出されるおそれが出てくる。事実、事態はそのように動いた。

2 月 14 日の議会運営委員会では、多数決をもって、その表決を逆順にしてしまったため、2 月 21 日の本会議では、市長案が先決され採択された。

【21 日の議会運営委員会での扱い】

もちろん市長案が採択されたとしても、当該陳情が議会で審議されなくともよい理由にはならない。なぜなら当該陳情は同規則第 128 条「請願書の記載事項等」1 項にのっとって作成されたものであり、第 134 条「陳情書の処理」にあるとおり「その内容が請願に適合するもの」であり、従って、請願の例により処理されなければならないものであった。

具体的には、議長は同規則 129 条に従い「請願文書表の作成及び配布」（実際には「陳情文書表の作成及び配布」）をすべきであり、同規則第 130 条に従い委員会付託をすべきであった。

しかるに議長はこの定めを反し、21 日に開かれた議会運営委員会の決定に従い当該陳情を常任委員会に付託せず、請願文書表（実際には「陳情文書表」）に掲載しなかった。このことは明らかに同規則に違反する行為である。

付け加えれば、前例に倣って市長案を初日の本会議で審議採択するとした議会運営委員会

は、当該陳情については前例に倣ってはいない。すなわち、2019年9月市議会では、本会議初日に窓口業務の民間委託に関する補正予算案が可決されているものの、「市民部窓口業務等の民間委託に関する陳情」を総務委員意に付託しているのである（2月21日議会運営委員会記録（甲8号証）7頁）。まことに身勝手という他ない。

21日の議会運営委員会記録（甲8号証）によれば、その日の会議は、14日の議会運営委員会によって決められた本会議における市長案の単独先行可決によって生じた矛盾を覆い隠し、当該陳情の審議をしないことを正当化するために開かれたものといっても過言ではない。すでに述べたように、そもそも当該陳情を委員会に付託しない正当な理由など存在しなかったにもかかわらず、である。

議会運営委員会は、当該陳情に「議会運営委委員会申し合わせ事項等」（甲9号証）中、「8. 請願及び陳情の取り扱いについて」の「(2) 審査になじまない陳情の取り扱いについて」（以下、「同取り扱い」と略す）として定める5項目のうち、「⑤前号に定めるもののほか、審査になじまないもの」との規定をあてはめ、その正当化を図った。

そもそも当該陳情は「請願の例により処理」（同規則134条）されなければならないものであり、「審査になじまない陳情の取り扱いについて」（傍点は原告）が適用されること自体不当なことである。つまり当該陳情が同規則どおりに扱われていないことになる。

すなわち、「議長において常任委員会に付託する必要があると認めるとき」（同規則130条）にあたるとして「同取り扱い」をあてはめたこと自体が東大和議会会議規則にそもそも違反していることになる。

【「審査になじまない陳情の取り扱いについて」】

さらに問題なのは「審査になじまない陳情の取り扱いについて」の⑤をあてはめたことである。

「同取り扱い」の①から④までは、陳情の内容を理由としたものである。そして⑤は、「前各号に定めるもののほか、審査になじまないと認めたもの」と記されている。ここには審査になじまない明確で具体的な事例は示されていない。このような恣意的に解釈できる項目を織り込むことは、同規則130条「請願の委員会付託」をないがしろにする違法性の高いものである。

「同取り扱い」⑤は、議会運営委員会で多数を確保した勢力にとって、フリーハンドが与えられたに等しい内容である。21日の議会運営委員会の審議はまさにそのようにすすめられた。議会運営委員会の委員長は、これを抑制的に適用すべきであるにもかかわらず、表決によって「同取り扱い」⑤をあてはめ、当該陳情を「議長預かり」と決したことは、重大な過誤があるといわねばならない。（繰り返すが、そもそも当該陳情は、本来請願の例により処理されなければならない（同規則134条）ものなのである。請願の例により処理されなければ

ならないものが、「審査になじまない陳情の取り扱いについて」（傍点は原告）により処理されたのである。）

「提出された陳情の取り扱いについて（通知）」（甲 2 号証）には次のように書かれている。

「令和 2 年 2 月 14 日に提出されました下記の陳情につきましては、議会運営委員会で協議した結果、『第 24 号議案 東大和市子ども・子育て憲章について』が令和 2 年 1 回定例会初日の本会議において審議がなされ、可決されたことに伴い、議会意思の安定から、第 24 号議案に係る陳情については、議会運営委員会の申し合わせ事項等（別紙参照）の 8. 請願及び陳情の取り扱いについての（2）審査になじまない陳情の取り扱いについての⑤に該当するとして、上程せず「議長預かり」といたしましたので通知いたします。」

24 号議案（市長案）が「本会議において審議がなされ、可決されたこと」とまるで他人事のような表現である。そのように仕組んだのは、当の議会運営委員会である。当該陳情には全く問題がないばかりか、陳情提出者の対応も平穏になされ（129 条の 4）た。当該陳情は請願に適合するものであり（同規則 128 条の）、請願文書表（実際には陳情文書表）に記載されなければならず（同規則 129 条）、委員会に付託されなければならなかった（130 条）。当該陳情については、それらがまったく履行されず、あまつさえ「審査になじまない陳情の取り扱いについて」（傍点は原告）を誤用し、2 月 14 日の議会運営委員会が決した議会運営内容の責任をとらせる形で、21 日の議会運営委員会で「議長預かり」として処理されたのである。

【被告の責任】

そもそも「議会意思の安定」を損なうような議会運営を決したのはだれなのか。その主体者が自らの責任を棚上げにし、当該陳情に責任をとらせるごとく「取扱いについて」の⑤（これ自体が法的適合性を疑わせるようなものであるが、）をあてはめ、葬り去ったのである。

ある結果について本来責任を問われるべきはずのものが、その結果に何の関わりも責任もないものにその責を負わせる。あたかも悪代官の所業を上訴した百姓が、封建社会の安定性からお縄になるような、時代錯誤の出来事である。

被告はこれらの一連の決定を「議会の裁量により適宜の取扱いをすべき」内容とするが、上記にあるように、14 日の議会運営委員会における市長案と当該陳情の取り扱い、21 日の本会議における市長案の審議の適合性、同日の議会委運営委員会において当該陳情を委員会付託せず、「議長預かり」とした一連の流れをたどれば、それらがきわめて意図的に仕組まれた可能性の高いものであり、「適宜の取扱い」といえるようなものでないことは明らかである。

東大和市議会会議規則第 128 条「請願書の記載事項等」1 項に添って作成されたものである当該陳情が、同規則第 134 条「陳情書の処理」とおり請願書の例により処理されていれば、第 129 条「請願文書表の作成及び配布」（実際には「陳情文書表の作成及び配布」）、130 条「請願の委員会付託」がなされるはずのものであった。

しかるに 14 日の議会運営委員会において決せられた、東大和市議会会議規則になじまない表決の順序のために、21 日の議会運営委員会において当該陳情が「審査になじまないもの」とされ、結果、「議長預かり」とされたことが本件の本質である。議会運営委員会の決定によって宙に浮いてしまった当該陳情が、同じ議会運営委員会の決定によって審議されないことになるという、まさにマッチポンプともいうべき驚くべき事態が、市民の代表である市議会で強行されたことになる。

このようなことは、14 日の議会運営委員会において十分予測できたことである。市議会としては、市民の提出した陳情が審議されないなどという事態を 14 日の段階で回避することができたはずであるし、またそうすべきであった。さらに市長案が可決されたとしても、当該陳情が審議される道はまだ残されていた。しかし、それすらも 21 日の議会運営委員会で閉ざされたのである。

このように多数の力をもって陳情の抹殺に及んだことは、民主主義にあるまじき行いであり、東大和市議会会議規則にも背く行為であり、市民に対する裏切りでもある。運営委員会委員長はその責任を自覚し、猛省をすべきである。そのような事態を追認し、「議長預かり」として当該陳情を葬り去った東大和市議会議長の責任は究めて重大である。

東大和市議会は、上記のような議会運営によって原告の期待と信頼を大きく損ねたのであり、原告の損害に対し相応の責任を負わなければならないことは論をまたない。

第 3.原告の損害について

すでに述べたように、当該陳情は「東大和市子ども・子育て憲章」制定に対する多くの市民の疑念の声に基づいて制定見直しを真摯に求めたものであり、2020 年 3 月議会の初日付託受付締切り日の 2 月 14 日正午までに東大和市議会に提出されたものであった。

また、当該陳情は東大和市議会会議規則第 128 条「請願書の記載事項等」1 項に添って作成されたものであり、同規則第 134 条「陳情書の処理」どおり請願書の例により処理されるはずのものであり、同規則 130 条「請願の委員会付託」により本会議に上程され、委員会付託がなされるはずのものであった。されば、東大和市議会において正当に審議されるものと原告が確信、期待するのは当然のことである。

原告ばかりでなく、当該陳情に名を連ねてくださった 62 名の方々も、その思いを共にしていた。陳情の内容に不適當なところはなく、紹介議員の有無を除けば、形式的にも請願のそれと同じであり、請願と同等に市議会で審議されると誰もが期待し注目していたのである。当該陳情にはつゆほどの落ち度はなかったのだから、だれもがそのように思って不思議はない。

被告の言う「その確信、期待は、法的な裏付けのない、原告の主観的なものにすぎない。」

というのは、全く当たらない。

【「市議会だより」に関して】

議会運営委員会の誤った決定を受けて、「市議会だより」での扱いは自動的に決した。

同規則第3章「請願」第129条では「議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。」としている。これを受けて東大和市議会広報委員会は「市議会だよりについて」（甲10号証）という文書で、「2.各紙面の作成」中、「5）陳情の要旨」②で「原稿は陳情文書表を用いて作成する。」と定めている。この定めにしたがって、当該陳情が陳情文書表に掲載されなかったことから、同年3月市議会の模様を市民に伝える「市議会だより171号」（同年5月1日発行）に、当該陳情の同市議会への提出は報じられなかった。当該陳情の内容に問題があったのであれば、それもいたし方ない事である。しかし前述したように、自らの責任でもないのに陳情提出の事実さえ報じられなかったことになる。

原告は当該陳情に併せて、陳情内容に賛同する62名分の当該陳情賛同者名簿（甲5号証）を市議会に提出した。賛同署名に依りて下さった62名のほとんどが東大和市の方である。ともに当該陳情提出者として自覚しており、陳情者と一体となって関心をよせていた方々である。

しかるに、当該陳情に対する東大和市議会の不当な取扱いによって陳情文書表に記載されることはなく、そのゆえに「市議会だより」に掲載されることなく、陳情提出の事実すら公表されることはなかった。踏まれた足の痛さは踏んだものにはわからないというが、このことで原告が受けた精神的苦痛と社会的信用の失墜という被害、それを回復させるために傾けた多くの時間と費用、労力について被告には想像すらできないようである。

【「市議会だより」に代わって】

自らが招いた結果でもないにもかかわらず、「審査になじまない陳情」として当該陳情は議会に上程されず、そのことを理由に「市議会だより」に陳情提出の事実さえも記載されなかったことは、原告のプライドと市民としての尊厳を大きく傷つけるものであった。そのような結果を引き起こした原因が当の市議会にあると知った時、通常の間感を持った市民ならば、市議会に対する期待と信頼が崩壊し、怒りがわくのは必然である。

陳情提出の事実すら公開されなかったために、陳情そのものに何か問題があったのか、あるいは原告の対応に不適當な事実があったのだろうか、多くの当該陳情賛同が思い描くのではないか、そのような不安に駆られるのは、陳情を取りまとめた責任ある立場のものであれば当然のことである。

そのような誤解を解くため、また市議会での当該陳情の不当な扱いについての事実を知らせるため、原告に残された手段は、直接賛同者に伝えることだった。

その時点で議会事務局から受け取っていたのは、原告が押印した陳情本文の写しのみだっ

たため、賛同署名された方たちの住所と名前は分らなかった。しかし、議会事務局に提出したその場で、念のために賛同者氏名、住所欄の画像をスマホに収めていたことを思い出し、それを利用することができた（このたび甲 5 号証として提出した「東大和市子ども・子育て憲章」陳情賛同者名簿は、この公判のために改めて議会事務局に写しを要求し、入手したものである）。

その画像を頼りに、賛同者すべての人たちに手紙（「はじめに」と「報告会にかえて」（甲 11 号証））を書き、郵送した（1 件のみ宛先不明で返送）。「はじめに」にも書いた通り、発送後は、住所、氏名が記載されている画像データとプリントアウトした用紙はもちろんすべて破棄した。

原告は重度の内部（心臓機能）障害者であり（甲 12 号証）、通常の社会生活が困難な重症心不全の状態である。近くの店舗に歩いていくのにも息が切れ、休み休み出ないと歩くこともできない。上記一連の手続きを済ませ、郵便局から発送するという作業は、健康な身体、通常の体力を持った人ならば、それほど困難な仕事ではないであろう。しかし、原告にとってはそのように軽易なものではない。健常者には想像できないくらいの体力と、時間が必要となってしまう。これらは、ひとえに東大和市議会の違法な扱いを原点とした一連の流れによってもたらされたものである。

【被告の責務】

これらのことをもってしても、いったん失った信頼は一朝一夕には回復できるものではない。長い年月と、原告のその後の対応で示していくほかない。このたびの提訴もその一環である。被告はそのことに思い至るべきである。

原告が被った精神的損害、そして社会的信用の失墜という被害は、被告がこれを誤りと認め、市民にその事実を公表した時にこそ本当に回復されるものである。

被告は「たとえそのような事実があったとしても、それは原告と『署名にに応じていただいた多くの方々』との間における事実上の問題であり、被告がそのことについて責任を負わなければならない理由はない」とするが、全くの認識不足であるといわねばならない。

最後にもう一度繰り返す。当該陳情には何ら問題もないし、陳情提出者にも何の落ち度もない。責任を問われなければならないのは、東大和市議会の議会運営委員会であり、その決定をうのみにして受け入れた市議会議長である。被告は原告に対してばかりでなく、署名に応じてくれた多くの方々に対しても、誤りを認め謝罪する重大な責務がある。

提出証拠

- 1 甲 3 号証 第 180 回国会（衆議院総務委員会）会議録（抜粋）
- 2 甲 4 号証 東大和市議会会議規則

- 3 甲 5 号証 「東大和市子ども・子育て憲章」制定見直し陳情賛同者名簿
- 4 甲 6 号証 24 号議案 東大和市子ども・子育て憲章について
- 5 甲 7 号証 令和 2 年 2 月 14 日 第 2 回東大和市議会 議会運営委員会記録（抜粋）
（『令和 2 年議会運営委員会』より抜粋）
- 6 甲 8 号証 令和 2 年 2 月 21 日 第 2 回東大和市議会 議会運営委員会記録
（『令和 2 年議会運営委員会』より抜粋）
- 7 甲 9 号証 議会運営委員会申し合わせ事項等
（『議員の手引 平成 31 年（2019 年）東大和市議会』より抜粋）
- 8 甲 10 号証 「市議会だよりについて」
- 9 甲 11 号証 手紙（「はじめに（少し長い言い訳）」と「報告会にかえて」
- 10 甲 12 号証 身体障害者手帳（写し）

※下記証拠は、訴状とともにすでに提出済み

- ・甲 1 号証 「東大和市子ども・子育て憲章」制定見直しを求める陳情（写し）
- ・甲 2 号証 提出された陳情の取り扱いについて（通知）（写し）